

A19 医療法の定めに従う必要があります。

【解説】

医療法により、役員として、理事 3 人以上・監事 1 人以上を置かなければならないと規定されています。

例外として、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合には、1 人又は 2 人の理事を置くことも認められます。ただし、この例外が認可されるのは、医師又は歯科医師が常時 1 人又は 2 人勤務する診療所を 1 か所のみ開設する医療法人に限るとされています。この場合でも、可能な限り理事 2 人を置くことが望ましいとされています。

上記の他、定款において理事及び監事の数を決めていますので、定款に従う必要があります。